

第8章 計画の推進

1 各主体の役割

(1) 家庭の役割

家庭は、子どもが生まれ育つ基本的な場です。その役割が極めて重要であることから、思いやりや自主性、責任感などを育む家庭教育の充実を図り、地域との連携のもとに、家族が親密なふれあいを保ち、相互に助け合える人間関係の形成に努めることが必要となっています。このことから、具体的には次のような役割が求められています。

- ① 父親の積極的な参加により、両親共同で家事や育児を行う。
- ② 子どもの発達段階に応じた多様な生活体験をさせるとともに、家庭生活のなかで役割を持たせる。
- ③ 子どもに乳幼児や高齢者、障がい者等とのふれあいの機会を持たせる。
- ④ 家族ぐるみで各種の地域活動に参加する。

(2) 地域の役割

地域社会は、子どものみならず、地域に住む全ての人々が日々充実した健全な生活を営んでいくための大切な場です。近隣同士の連帯を深めるとともに、町内会・自治会、女性団体、青年団体等それぞれの地域における各種の組織・団体が相互の連携を保ちながら、家庭や行政では十分果たしえない領域を補い合うなど、地域住民の主体的参加による子育てのための相互支援活動に積極的に取り組むことが必要となっています。このことから、具体的には次のような役割が求められています。

- ① 近隣がお互いに助け合える人間関係づくりに努める。
- ② 子どもたちが参加でき、異世代との交流も図られる様々な行事や活動の機会を提供する。
- ③ 遊びや活動の場を整備する。
- ④ 民生・児童委員や子育てボランティア等と連携して地域ぐるみで子育てを支援する。
- ⑤ 各種の健全育成のためのボランティア活動や青少年団体活動などを支援する。
- ⑥ 学童クラブや放課後子供教室の開設・運営を支援する。

(3) 保育施設及び地域型保育事業者の役割

保育施設（保育園・認定こども園）及び地域型保育事業者（小規模保育事業・事業所内保育事業等）（以下この段落において「保育施設等」という。）は、保育を必要とする乳幼児の養護と教育を一体とした保育を行う場であり、また、保育施設等を利用する子どもの保護者を支援する場です。保育施設等は、保護者のみなさんと協力しながら児童の健全な心身の発達を図るとともに保護者の就労を支援してきましたが、就労形態の多様化、女性の職種・職域の拡大などにより、保育ニーズも質的に変化し、かつ、多様化しているほか、地域における人間関係の稀薄化、育児不安の増加、母親の孤立化、虐待などの問題が指摘されるなか、保育施設等は地域における貴重な社会資源として、また、地域における子育て支援の中核的な拠点として、今後ますますその機能を発揮するとともに社会的な役割が求められています。

- ① 低年齢児入所枠の拡大、延長保育や一時預かりなど保護者のニーズを踏まえて、サービスの提供体制を拡充する。
- ② 在宅による育児家庭を対象とする育児相談や園庭開放等の子育て支援活動を行う。
- ③ 蓄積された子育てに関するノウハウの活用や交流の場の提供を行う。
- ④ 地域の子育て支援拠点として、さまざまな相談の窓口となる。
- ⑤ 学校をはじめ、地域社会の関係機関・団体や住民との連携・協働に努める。

(4) 幼児教育施設の役割

幼児教育施設（幼稚園・認定こども園）は、年齢に相応しい様々な活動を仲間と一緒に経験し、心身の発達を助長するための教育の場です。幼児教育施設は義務教育及びその後の教育の基礎を培場所として位置付けられるなどその重要性の認識が広まる中、保護者の就労形態の多様化や地域社会の環境変化などから、地域においては子育て支援の役割も求められています。

- ① 幼小連携により小学校への子どもの育ちを円滑につなげる。
- ② 就労支援としての受け入れ年齢を拡大（低年齢化）する。
- ③ 親子での体験・学習や保護者の交流の場の提供など、子育て支援活動を充実する。
- ④ 保護者の学びや自立の支援をする。
- ⑤ 就園前の親子の行事参加など、子育てネットワークづくりを支援する。

(5) 学校の役割

学校は、子どもたちが成長し人格を形成する過程で、重要な役割を果たす場です。豊かな人間性や社会性を十分に育むことができるよう、地域社会や家庭との連携を十分に深めながら、多様な体験を通じて「生きる力」を育む教育の推進に努めることが必要となっています。このことから、具体的には次のような役割が求められています。

- ① 歴史・文化や自然等とのふれあいの機会を設定する。
- ② ボランティア活動や青少年団体活動等各種地域活動への参加を促進する。
- ③ 保健医療機関等との連携により、健康教育を充実する。
- ④ 家庭生活等で男女の相互協力についての教育を充実する。
- ⑤ 乳幼児等のふれあいの機会を持たせるなど子育て体験の機会を設定する。
- ⑥ 子育てに係る地域住民等の活動の場として校庭や体育館等の施設を開放する。

(6) 事業所等の役割

事業所等は、共働き世帯が増加するなかで、子育て支援についても、その果たすべき役割が一層増大しています。職業生活と子育てを中心とした家庭生活との調和を確保する観点から、就業に関する環境や条件の整備を積極的に推進するとともに、子育てにやさしい環境づくりに向けた自主的活動を展開するなどの社会的な貢献に努めることが必要となっています。このことから、具体的には次のような役割が求められています。

- ① 勤務時間の短縮や完全週休2日制の実施に努める。
- ② 育児休業の実施と活用しやすい職場づくりに努める。
- ③ 再雇用制度やフレックスタイム制等の導入に努める。

- ④ 女性従業員に対する母性保護措置等の充実に努める。
- ⑤ 子育てに係る地域住民等の活動の場として、企業等の保有する各種施設の開放に努める。
- ⑥ 授乳スペースやおむつ替えコーナーの設置、子ども連れ家族への優遇など、子育て家庭が利用しやすい環境整備に協力する。

(7) 行政の役割

子育てにやさしい環境づくりは、広範な領域や分野にわたることから、行政においては、各担当課が整合性をもって取り組みを進められるよう連携体制の確立を図るとともに、地域の実情に応じ、民間と行政が一体となった着実かつ効果的な施策の推進を図る必要があります。このことから、具体的には次のような役割を推進します。

- ① 子育てにやさしい環境づくりをはじめとした少子化対策の有機的連携を図りつつ、関連施策の総合的、計画的推進に努める。
- ② 民間の団体等が行う子育て支援に関連する自主的な取り組みを支援する。
- ③ 各種広報活動等を通じて子育て支援の啓発に努める。
- ④ 子育てについての住民ニーズを踏まえ、適切な子育て支援施策を展開する。

2 教育・保育の一体的提供

幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化に対し、柔軟に子どもを受け入れられる施設である認定こども園は、本市において第1期計画期間内に幼稚園及び保育園からの移行や新規開設が一定程度行われ、普及が図られています。

第2期計画においても幼稚園・保育園からの移行などについて必要な支援を行い、保護者の多様なニーズに対応できるよう教育・保育の一体的提供に努めます。

3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子ども・子育て支援法の一部改正により、令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」が始まり、幼稚園・保育園・認定こども園の教育・保育施設や小規模保育事業及び事業所内保育事業等の地域型保育事業を利用する子どもの保育料が無償化となるほか、私学助成を受けている幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業などの施設や事業の保育料等が無償化となる「子育てのための施設等利用給付」が制度化されました。

この制度が円滑に行われるよう、対象保護者の認定や無償化給付の手続きについて、引き続き制度の周知を図ります。

また、幼児教育・保育の無償化の対象施設・事業となるためには国が定める運営基準に適合していることの市町村の確認が必要となります。確認を受けた施設・事業者に対して市は運営状況や無償化事務の指導監督を行うこととされており、県と連携しながら立入調査や指導について適切な実施を図ります。

4 計画の推進体制

(1) 推進体制の確立

本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ

め、保育園、幼稚園、認定こども園、学校、地域その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組みます。

(2) 情報提供・周知

子育て支援に関する情報及び利用方法のほか、本計画の進捗状況などを、広報や市のホームページ、パンフレット等の作成・配布等を通じて、周知・啓発に努めます。

(3) 広域調整や県との連携

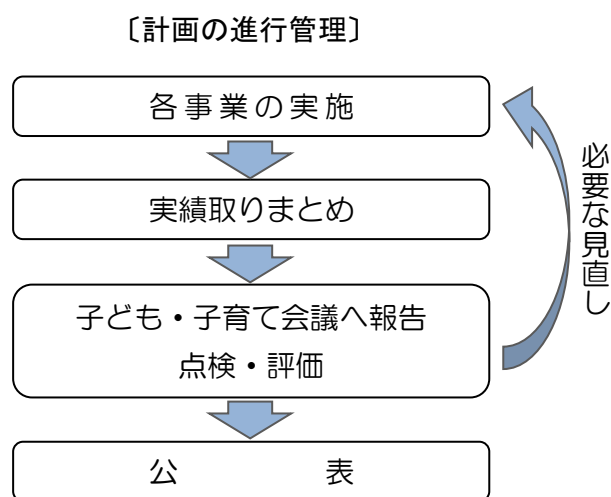
子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、保育園や幼稚園等の施設、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給される必要があります。そのなかで、保育の広域利用、障がい児への対応など、市の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町村や県と連携・調整を図り、今後もすべての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めます。

5 進行管理

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されているかその進捗状況について把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

そこで、子どもの保護者や子ども・子育て支援に関する事業に従事する者などを含み、幅広い子育て支援に関与する者で構成する「花巻市子ども・子育て会議」において、毎年度、子ども・子育て支援施策の実施状況等について点検・評価し、必要に応じて改善を促します。

教育・保育提供区域における「利用見込み」、「確保方策」についての点検・評価は、認定の状況、施設・事業の利用状況、整備状況等をもとに実施します。



6 計画の見直し

計画に定めた「利用見込み」や「確保方策」に乖離がある場合や、国の制度改正等により、本計画の実施や推進に予定していない事業の創設や変更が生じた場合は、計画の中間年である3年目を目途に必要なに応じて、子ども・子育て会議等を活用して、見直しを行います。